

令和元年第2回臨時会

福山地区消防組合議会会議録

2019年（令和元年）7月1日

福山地区消防組合議会

令和元年第2回福山地区消防組合議会臨時会会議録目次

2019年（令和元年）7月1日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出欠席	1
開会・開議	3
諸般の報告	4
消防業務報告	4
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
管理者挨拶	6
報第1号 平成30年度福山地区消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の 報告について	7
議第5号 福山地区消防組合手数料条例の一部改正について	8
議第6号 福山地区消防組合火災予防条例の一部改正について	12
議第7号 財産の取得について	16
議第8号 財産の取得について	17
議第9号 財産の取得について	18
閉会	20

令和元年第2回福山地区消防組合議会臨時会会議録

2019年（令和元年）7月1日（月曜日）

福山市議会議事堂全員協議会室

議 事 日 程

2019年（令和元年）7月1日

午後2時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報第1号 平成30年度福山地区消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第4 議第5号 福山地区消防組合手数料条例の一部改正について
- 第5 議第6号 福山地区消防組合火災予防条例の一部改正について
- 第6 議第7号 財産の取得について
- 第7 議第8号 財産の取得について
- 第8 議第9号 財産の取得について

本日の会議に付した事件

諸般の報告

消防業務報告

以下議事日程のとおり

出 席 議 員

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 喜 田 紘 平 | 2番 宮 本 宏 樹 |
| 3番 奥 陽 治 | 4番 三 藤 毅 |
| 5番 河 村 晃 子 | 6番 大 本 千香子 |
| 8番 大 塚 忠 司 | 9番 榊 原 則 男 |
| 10番 大 田 祐 介 | 11番 高 田 健 司 |
| 12番 高 木 武 志 | 13番 宮 地 徹 三 |
| 14番 法 木 昭 一 | 15番 稲 葉 誠一郎 |

16番 早川 佳行
18番 小林 茂裕
20番 徳山 威雄

17番 棗田 澄子
19番 川崎 卓志

欠席議員

7番 小川 清治

説明のため出席した者の職氏名

管理者	枝廣 直幹	副管理者	中島 智治
副管理者	小野 申人	副管理者	入江 嘉則
監査委員	近藤 洋児	会計管理者	池田 浩己
消防局長	藤井 徹太	総務部長	西頭 智彦
警防部長	吉澤 浩一	総務部総務課長	徳光 宏明
総務部総務課 政策担当課長	下宮 正靖	総務部管理課長	能島 正和
警防部予防課長	三好 浩正	警防部警防課長	曾根 康太
警防部 救急救助課長	濱田 善章	警防部指令課長	杉原 誉輝
南消防署長	本瓦公一郎	北消防署長	穂垣 光浩
東消防署長	高橋 光男	西消防署長	佐藤 充
水上消防署長	青木 浩司	芦品消防署長	川崎 義純
深安消防署長	貝原 照浩	府中消防署長	吹抜 芳昌

事務局出席職員

事務局長	佐藤 洋久	事務局員	表 宏哉
事務局員	村上 昌嗣	書記	吉岡 佑之
書記	坂田 孝治		

午後2時00分開会

議長（早川佳行） 開会前ではありますが、御紹介をいたします。

4月1日付をもちまして職員の人事異動がありましたので、異動した職員を紹介いたします。

順次、自己紹介をお願いします。

総務部長（西頭智彦） 失礼いたします。総務部長の西頭智彦です。どうぞよろしく願います。

総務部総務課長（徳光宏明） 総務課長の徳光宏明です。どうぞよろしく願います。

総務部総務課政策担当課長（下宮正靖） 政策担当課長の下宮正靖です。どうぞよろしく願います。

総務部管理課長（能島正和） 管理課長の能島正和です。どうぞよろしく願います。

警防部予防課長（三好浩正） 予防課長の三好浩正です。どうぞよろしく願います。

警防部警防課長（曾根康太） 警防課長の曾根康太です。どうぞよろしく願います。

警防部指令課長（杉原誉輝） 指令課長の杉原誉輝です。どうぞよろしく願います。

北消防署長（穂垣光浩） 北消防署長の穂垣光浩です。どうぞよろしく願います。

東消防署長（高橋光男） 東消防署長の高橋光男です。どうぞよろしく願います。

西消防署長（佐藤 充） 西消防署長の佐藤充です。どうぞよろしく願います。

水上消防署長（青木浩司） 水上消防署長の青木浩司です。どうぞよろしく願います。

芦品消防署長（川崎義純） 芦品消防署長の川崎義純です。どうぞよろしく願います。

深安消防署長（貝原照浩） 深安消防署長の貝原照浩です。どうぞよろしく願います。

ます。

府中消防署長（吹抜芳昌） 府中消防署長の吹抜芳昌です。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（早川佳行） これをもちまして異動した職員の紹介を終わります。

議長（早川佳行） ただいまから令和元年第2回福山地区消防組合議会臨時会を開会いたします。

議長（早川佳行） これより本日の会議を開きます。

議長（早川佳行） ただいまの出席議員19人であります。欠席の届け出のあった議員は、7番、小川清治議員であります。

諸般の報告

議長（早川佳行） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

監査委員から2019年、平成31年1月分から4月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付いたしております。

以上の報告について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（早川佳行） これをもちまして諸般の報告を終了いたします。

消防業務報告

議長（早川佳行） 次に、消防局長から消防業務報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

消防局長。

消防局長（藤井徹太） 失礼します。貴重な時間を賜りまして、消防業務につきまして御報告を申し上げます。

まず、4月に定期人事異動を行っております。

異動の基本は、消防署所の体制強化並びに職場の活性化を主眼とし、災害対応力の維持向上に努めたところでございます。また、本年度は12人の職員を採用し、現在7人が広

島県消防学校で4カ月間の初任教育を受けております。残り5人につきましては、8月の後期入校に向けて、各所属において研修を行っているところでございます。

次に、6月11日に箕沖訓練場におきまして、各種災害時に安全かつ確実な救助活動を行うため、日ごろから取り組んでおります訓練の成果を競う第42回消防救助技術大会を開催いたしました。4種目に143人が参加し、7月18日に岡山市で開催されます中国地区消防救助技術指導会に出場する選手選考を行いました。

次に、火災・救急業務の状況でございます。

火災・救急統計資料をごらんいただきたいと思います。

1ページをお願いいたします。まず、火災の発生状況でございます。過去5年間の推移と本年5月末までの状況につきまして掲載いたしております。本年1月から5月末までの火災の発生状況は、表の中段左端に掲げておりますとおり51件で、前年同期と比較いたしまして1件の増となっております。増加の主なものとしていたしましては、建物火災が5件の増となったものでございます。また、死者につきましては、表の中ほどにありますように1人で、前年同期と比較いたしまして1人の減となっております。

損害額は、表の右端にありますように2億2,000万円余で、前年同期と比較し1億7,000万円余の増となっております。

引き続き関係機関と連携を図り、火災の減少に向けた取り組みと焼死火災撲滅のため、住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理の啓発に取り組んでまいります。

2ページには、構成市町別の内訳を掲載いたしております。

続いて、3ページをお願いいたします。救急業務の状況でございます。本年1月から5月末までの救急出場件数は、表の中段左端に掲げておりますとおり、9,498件出場し、8,535人を搬送しており、前年同期と比較いたしまして出場件数で115件、搬送人員で135人の減となっております。

なお、事故種別で最も多いものは急病となっております。

4ページには、構成市町別の内訳を掲載いたしております。

今後も、救急需要に的確に応えるため、救急車の適正利用と応急手当の一層の普及啓発を図り、より迅速な対応ができるように努めてまいります。

以上、火災・救急業務を中心に御報告を申し上げます。

引き続き、火災・救急業務を初めあらゆる災害に対し迅速、的確に対応し、住民の皆様の安心と安全の確保に向け職員一丸となって取り組んでまいりますので、今後とも御指

導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、消防業務につきましての御報告とさせていただきます。ありがとうございました。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（早川佳行） これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、10番、大田祐介議員及び19番、川崎卓志議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（早川佳行） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（早川佳行） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

この際、管理者から挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

管理者。

管理者（枝廣直幹） 本日は、臨時組合議会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集をいただき、まことにありがとうございます。

今回提出いたしております諸議案の御審議をお願いするに当たり、消防行政の状況と本年度の主要事業の取り組み状況について御説明を申し上げます。

初めに、消防行政の状況についてであります。

昨年7月に発生した豪雨災害を受け、本年5月に福山市及び府中市で実施された災害対応訓練においては、消防組合からそれぞれ幹部職員を派遣し、連携した訓練を行ったところであります。

今後とも関係団体と緊密な連携を図り、過去の災害の経験を生かした対応を進めてまいります。

次に、本年度の主要事業の取り組み状況について御説明申し上げます。

初めに、車両整備についてであります。

東消防署へ配備予定のはしご付消防ポンプ自動車、府中消防署へ配備予定の救助工作車、南消防署及び西消防署今津出張所へ配備予定の高規格救急自動車の入札を5月22日に行い、仮契約を締結いたしております。

次に、西消防署改築事業については、旧庁舎棟の解体を終え、併設する訓練塔の建設工事に着手したところであります。

また、深安消防署改築事業については、本年度から3カ年事業で取り組み、本年度は基本実施設計、地質調査及び仮庁舎改修工事を予定しております。

以上、消防行政の状況と主要事業の取り組み状況について御説明を申し上げます。

今後も、より一層地域に根差した消防行政に向け、専門知識、技術を有する人材の育成を図り、組合管内全域の住民の皆様の安心・安全のため、消防局長を中心に職員一丸となって消防業務に鋭意取り組んでまいります。

本臨時会では、平成30年度福山地区消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、福山地区消防組合手数料条例の一部改正について、福山地区消防組合火災予防条例の一部改正についてのほか、財産の取得についてを3件、それぞれ提出をいたしております。何とぞ慎重なる御審議の上、御可決いただきますようお願いを申し上げ、御挨拶いたします。

日程第3 報第1号 平成30年度福山地区消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（早川佳行） 次に、日程第3 報第1号平成30年度福山地区消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を求めます。

政策担当課長。

総務部総務課政策担当課長（下宮正靖） 失礼いたします。報第1号平成30年度福山地区消防組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

本件は、平成30年度に福山地区消防組合一般会計において議決をいただいております繰越明許費の令和元年度への繰越額が決定をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に御報告するものでございます。

事業名は常備用消防自動車等整備事業で、繰越額は534万6,000円でございます。事業に係る財源内訳につきましては、表の各欄に記載のとおりでございます。

繰越理由は、参考欄のとおり、事業実施について関係者との協議に日時を要したため

あり、完成年月日については参考欄に記載のとおりでございます。

以上、御説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（早川佳行） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

大田議員。

10番（大田祐介） 濟いません。どういった車両を購入の予定だったのでしょうか。

議長（早川佳行） 政策担当課長。

総務部総務課政策担当課長（下宮正靖） 失礼いたします。本件該当の車両は、北消防署の小型動力ポンプ積載車でございます。前年度の7月豪雨の際の出動中に異音があり、また連続した出動中に急停止したため車両の更新に至ったものでございますが、本件車両につきましては、必要不可欠な車両であったため緊急で整備をさせていただきましたが、納入までに9カ月を要することから平成30年度内の納入が難しいため、翌年度、今年度に繰り越しをさせていただいたものでございます。

以上です。

議長（早川佳行） 大田議員。

10番（大田祐介） ですから、6月28日にはもう納車されたということなんでしょうか。

議長（早川佳行） 政策担当課長。

総務部総務課政策担当課長（下宮正靖） 失礼いたします。おっしゃるとおりでございます。6月28日に納車され、すぐに北署へ配備をいたしております。

以上です。

議長（早川佳行） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（早川佳行） これをもちまして報第1号を終了いたします。

日程第4 議第5号 福山地区消防組合手数料条例の一部改正について

議長（早川佳行） 次に、日程第4 議第5号福山地区消防組合手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

予防課長。

警防部予防課長（三好浩正） 失礼いたします。議第5号福山地区消防組合手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

まず、改正理由についてであります。

今回の条例改正は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令、令和元年政令第12号が公布されたことに伴い、福山地区消防組合手数料条例の一部改正を行うものであります。

本手数料につきましては、全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定められており、政令で定められた手数料の額と同額であります。

次に、改正の内容についてであります。

福山地区消防組合手数料条例の別表中、危険物製造所等の設置許可に係る手数料の一部を引き上げるものでございます。

なお、改正後の条例の施行期日につきましては、本年10月1日といたしております。どうぞよろしく願いいたします。

議長（早川佳行） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

河村議員。

5番（河村晃子） このたびの条例案は手数料の一部改正ということで、先ほど御説明がありましたけれども、政令が一部改正ということで、その政令に伴って金額を引き上げるという内容です。これは、消費税増税に伴うものであるということだと思いますけれども、これを見ますと、各種手数料が1万円ずつ引き上げになっております。この3つの引き上げの理由ですね。それから、積算根拠についてお示してください。それから、この対象となる手数料、対象となる該当する施設というのはどのようなものになるのか、詳細についてお示してください。

議長（早川佳行） 予防課長。

警防部予防課長（三好浩正） 失礼します。まず、1万円ずつ増となる理由についてであります。次に、積算根拠、施設についての御質問でございました。

まず、このたびは地方消費税の税率の引き上げに伴い、積算の見直しが国において行われました。その積算に増額の影響を受けることとなる手数料のうち、直近の人件費や物件費の変動を加味した試算が行われ、現行に比較して増額となった3項目について改定を行

うものであります。

積算根拠についてであります。人件費につきましては職員の新陳代謝による減のものと、物件費については物価単価の増及び消費税の引き上げを反映したものであります。

次に、施設についてであります。このたびの条例改正に係る危険物製造所等とは、特定屋外タンク貯蔵所のうち、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所にかかる3項目が手数料の該当となりましたが、これにつきましては管内に該当する特定屋外タンク貯蔵所はございません。

以上でございます。

議長（早川佳行） 河村議員。

5番（河村晃子） 今回の引き上げは、人件費とか物件費などですね。単価の増なども、あと消費税分も含めて引き上げがあったということになりますね。この管内には該当する建物はないということでもありますけれども、相当大きい施設が該当になるんだと、石油コンビナートなどの大きな貯蔵タンクが該当になるということだと思います。それで、これからこの申請に当たっての検査等を行っていくということに、申請があった場合は行うということですが、許可等、申請に対しての検査は一体どこがするという事になるのでしょうか。福山地区消防組合として検査等をされていくのか、ここはどうなっているのかお示してください。

それと、この手数料についてはどのような扱いになるのか、あわせてお答えください。

議長（早川佳行） 予防課長。

警防部予防課長（三好浩正） 失礼します。まず、審査の検査はどこですのかという御質問でございますが、この大きい施設につきましては、危険物保安技術協会のほうへ委託をして行うこととなります。

また、手数料の扱いにつきましても、まず危険物保安協会のほうへ委託料として金額を納めるようにし、残りの分が福山地区消防組合の手数料となっております。

以上でございます。

議長（早川佳行） 河村議員。

5番（河村晃子） わかりました。保安協会のほうに委託をして検査等を行ってもらうということで、その一部を福山地区消防組合として残りを徴収するという事ですね。それで、今回の案件については、消費税増税に伴うものです。やはり、増税に伴ってさまざま福山の消防組合に対しても経費が増嵩してくるということで、いろんな影響を受けてくる

と思うんですね。それで、改めてまたお伺いしますけれども、この増税に伴う影響額というのは、消防組合としては今試算されているのかどうかお答えください。

それから、増税ですから、これはもちろん消防組合にも影響があるということと、市民生活にも大きな影響を及ぼしてくるということなんですね。命を守っていく消防組合としても、増税があるということに関しては国には中止せよということもぜひ求めていただきたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

議長（早川佳行） 政策担当課長。

総務部総務課政策担当課長（下宮正靖） 失礼いたします。今年度の消費税率の改定に係る予算の影響額はという御質問でございます。

消費税増税分の予算への影響についてであります。10月以降、消費税が8%から10%に引き上げられることによる影響額は、常備消防費及び消防施設整備費合わせて、おむね1,600万円程度と考えております。

また、国への消費税の抑制といいますか、国への働きかけ、消費税を上げることへの中止の要請はしておりません。

以上です。

議長（早川佳行） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（早川佳行） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

河村議員。

5番（河村晃子） 議第5号福山地区消防組合手数料条例の一部改正について討論を行います。

本条例案は、2019年10月からの消費税10%増税に伴い、手数料を引き上げるものです。その内容として、消防法第11条に基づく貯蔵最大数量が5,000キロリットルから20万キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等における危険物貯蔵所設置許可申請手数料について、それぞれ1万円引き上げるものであります。これは、石油コンビナートなどの大型貯蔵施設等が該当し、福山地区消防組合管内には該当施設はないとのことであります。市民の暮らしや経済に深刻な打撃を与えている消費税増税に関連する条例であり、黙過できません。

以上の理由から、反対を表明して討論といたします。

以上です。

議長（早川佳行） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（早川佳行） 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第6号 福山地区消防組合火災予防条例の一部改正について

議長（早川佳行） 次に、日程第5 議第6号福山地区消防組合火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

予防課長。

警防部予防課長（三好浩正） 失礼いたします。議第6号福山地区消防組合火災予防条例の一部改正について御説明申し上げます。

まず、改正理由についてであります。

今回の条例改正は、不正競争防止法等の一部を改正する法律、平成30年法律第33号が公布されたことに伴い、規定の整備を図るもの及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令、平成31年総務省令第11号が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、改正の内容についてであります。

条例第17条の規定の改正につきましては、不正競争防止法等の一部を改正する法律において、工業標準化法が産業標準化法に、日本工業規格が日本産業規格にそれぞれ改められたことに伴い、当該改正を反映するものであります。

条例第30条の5の規定の改正につきましては、消防法施行規則等の一部を改正する省令、平成30年総務省令第34号により、共同住宅の一部を民泊などの宿泊施設として利用した場合に必要な自動火災報知設備にかえて、簡易的な特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することができることとなりましたが、現行では、建物全体に特定小規模施設用自動火災報知設備を設置した場合であっても、住居部分には住宅用防災機器等の設

置義務があり、機器等が重複するため、そのような部分における住宅用防災警報器等の設置免除の規定を追加するものであります。

なお、改正後の条例の施行期日につきましては、公布の日から施行することといたしております。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（早川佳行） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高木議員。

12番（高木武志） この第30条の第1号中の作動時間が60秒以内を種別が1種というふうに改められるということですが、この種別1種について、その基準等をお示しいただければと思います。

それから、第6号のことについて、もう少しわかりやすく説明をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

議長（早川佳行） 予防課長。

警防部予防課長（三好浩正） 失礼いたします。まず、第1種の基準についての御質問と、第6号をもう少しわかりやすくという御質問でございました。

まず、第1種の基準についてであります。

作動時間が60秒以内につきましては、現行のスプリンクラーヘッドの規格省令が第1種に該当するため、文言を整理するものであります。

なお、この1種のスプリンクラーヘッドとは、一般的に規格省令に定めた試験において135度の気流を水平に1.8メートル毎秒でスプリンクラーヘッドに流して、規定の時間内に作動するものをいいます。

また、次に6号でわかりやすく説明であります。延べ面積で500平方メートル未満の共同住宅の場合は住宅用防災警報器等が必要であり、その共同住宅に宿泊施設が入った場合には自動火災報知設備が必要となりますが、このたびの省令の改正により、宿泊施設に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満の場合に限り、自動火災報知設備にかえて特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することが可能となったものであります。

以上であります。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（早川佳行） 高木議員。

12番（高木武志） 6号のことですけれども、いわゆる第5項のイのホテル、旅館、宿

泊所、その他これらに類するものなどに、5項口の寄宿舍や下宿または共同住宅の民泊など、5項イに分類するべきものが増加することによって、16項のイの特定複合用途防火対象物となることで300平方メートル未満について特定小規模施設用自動火災報知設備か簡易火災警報設備でもよいというふうに理解をするということによろしいのかどうか、その点についてお聞きをしたいと思います。

議長（早川佳行） 予防課長。

警防部予防課長（三好浩正） 先ほどの御質問ですが、そのとおりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（早川佳行） 高木議員。

12番（高木武志） 平成24年に開催をされましたホテルや旅館等火災対策検討部会では、福山市内で起きたホテル火災を受けて、ホテルや旅館等に係る規制のあり方について検討がされております。この平成13年から22年中にホテルや旅館と住宅の火災状況、火災被害の比較が出ております。このホテルと旅館の延べ床面積が300平方メートル未満の火災によって、死者の発生率というものが住宅と同程度になっているとして、小規模の宿泊施設への自動火災報知設備設置を義務化することが有効だというふうな検討がされております。そうした中で、2015年から300平方メートル未満についても自動火災報知設備か特定小規模施設用自動火災報知設備というものか、どちらかを義務化するというふうなことになりました。こうした中で、民泊について第5項イに類するものとして扱って、300平方メートル未満についても自動火災報知機にするか特定小規模施設用自動火災報知設備の設置を義務化するということが必要だと考えるものですが、いかがでしょうか。

議長（早川佳行） 予防課長。

警防部予防課長（三好浩正） 失礼いたします。300平方メートル未満であっても自火報等の義務化が必要ではないかということでしたが、基本的には民泊等につきましてはゼロ平方メートルから特定小規模施設用の自動火災報知設備が必要となっております。また、300平方メートル以上になりますと、自動火災報知設備が必要となるものがあります。それによって、安全性のほうが確保されております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（早川佳行） よろしいですか。

済いません。携帯等をお持ちの方は、いま一度マナーモードを確認してください。お持

ちの方は済いません。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(早川佳行) これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

高木議員。

12番(高木武志) 議第6号福山地区消防組合火災予防条例の一部改正について討論を行います。

本条例改正は、第17条の日本工業規格を日本産業規格に改め、第30条の作動時間が60秒以内を種別が1種に改め、第6号を加えるものです。第6号は、5項口の500平方メートル未満の共同住宅に5項イが入居した場合の延べ床面積300平方メートル未満であれば、16項イの特定複合用途防火対象物として自動火災報知設備の義務づけはなく、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置するか、簡易火災警報器でもよいとするものであります。300平方メートル未満の小規模の5項イに分類される宿泊を伴う施設で火災による死者の発生率が増加しているため、2015年から300平方メートル未満についても自動火災警報設備が特定小規模施設用自動火災報知設備の設置が義務づけられました。2012年の福山市のホテル火災を受け開催されたホテル、旅館等火災対策検討部会で検討すべきとされた300平方メートル未満についても、自動火災報知設備の義務化を進めるべきです。民泊であって宿泊施設での火災死亡事故を二度と繰り返さないためにも、自動火災報知設備を勧めるべきであり、ホテル、旅館と同様、特定小規模施設用自動火災報知設備は義務化すべきです。

以上のことから反対を表明して、討論といたします。

議長(早川佳行) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(早川佳行) これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(早川佳行) 起立多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

日程第6 議第7号 財産の取得について

議長（早川佳行） 次に、日程第6 議第7号財産の取得についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

管理課長。

総務部管理課長（能島正和） 失礼いたします。議第7号財産の取得について御説明申し上げます。

本議案は、福山地区消防組合議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

今回取得いたします災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車30メートル級は、東消防署へ配備しております現有車両を更新するものでございます。主な装備といたしましては、はしご最大地上高約30メートル、ポンプ装置の性能はA2級でございます。取得価格は2億537万円、契約の相手方は福山市南手城町四丁目8番18号中央ディーゼル株式会社でございます。納入期限につきましては、2019年、令和元年12月27日といたしております。

以上で御説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（早川佳行） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（早川佳行） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（早川佳行） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（早川佳行） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第8号 財産の取得について

議長（早川佳行） 次に、日程第7 議第8号財産の取得についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

管理課長。

総務部管理課長（能島正和） 失礼いたします。議第8号財産の取得について御説明申し上げます。

本議案は、福山地区消防組合議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

今回取得いたします救助工作車C A F S付は、府中消防署へ配備いたしております現有車両を更新するものでございます。主な装備といたしましては、ポンプ装置A2級、水槽容量1,500リットル、圧縮空気泡消火装置C A F S及び最大牽引力5トンの油圧フロントウインチを搭載いたしております。取得価格は1億494万円、契約の相手方は福山市南手城町四丁目8番18号中央ディーゼル株式会社でございます。納入期限につきましては、2019年、令和元年12月27日といたしております。

以上で御説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（早川佳行） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（早川佳行） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（早川佳行） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（早川佳行） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第9号 財産の取得について

議長（早川佳行） 次に、日程第8 議第9号財産の取得についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

管理課長。

総務部管理課長（能島正和） 失礼いたします。議第9号財産の取得について御説明申し上げます。

本議案は、福山地区消防組合議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

今回取得いたします災害対応特殊救急自動車高規格救急自動車4WDは、南消防署及び西消防署今津出張所へ配備しております現有車両2台を更新するものでございます。主なぎ装といたしましては、高度救命処置用資機材一式でございます。取得価格は6,446万2,200円、契約の相手方は福山市南本庄四丁目1番43号広島トヨタ自動車株式会社福山店でございます。納入期限につきましては、2019年、令和元年12月27日といたしております。

以上で御説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（早川佳行） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

徳山威雄議員。

20番（徳山威雄） ちょっと教えてもらいたいんですが、この救急車とさっきの7号のはしご車もそうでしたが、災害対応の特殊救急自動車ということになってるんです。これまでは、高規格救急車ということで呼んでおりましたが、災害対応ということは、何か違う装置がぎ装してあるのか、そのあたりを教えてください。

議長（早川佳行） 管理課長。

総務部管理課長（能島正和） 災害対応特殊という名称でございますが、2019年、令和元年に緊急消防援助隊へ登録の予定をしております車両の名称でございます。

以上でございます。

議長（早川佳行） 徳山議員。

20番（徳山威雄） そうすると、中身は変わってないということですか。

議長（早川佳行） 管理課長。

総務部管理課長（能島正和） 従前購入いたしております車両と同様のものがございます。

す。よろしく申し上げます。

議長（早川佳行） 大田議員。

10番（大田祐介） 救急自動車というのは、他の消防用の自動車と比較して段違い稼働率が高いといいますか、相当酷使される車両だと思うんですが、大体何年ぐらいもって、何万キロか何十万キロ走って、延べで何千回ぐらい出動するのか、何万かもしれませんが、そういった使用状況についてお知らせください。

議長（早川佳行） 警防課長。

警防部警防課長（曾根康太） 失礼いたします。何年ぐらいでの更新というお尋ねと思われれます。

大体、6から9年ぐらいで、このたび更新します車両につきましては、15万2,000キロを走破している車両となります。よろしくお願いたします。

議長（早川佳行） 大田議員。

10番（大田祐介） 出動回数については構いませんが、このたびの入札結果を見ますと、トヨタと日産の車両がそれぞれ入札されとるようなんですが、トヨタはハイメディック、日産はパラメディックという高規格救急車を出しております。今、当組合が所有している救急自動車はほぼハイメディックじゃないかと思うんですが、現在所有している車両のトヨタと日産の割合がどうなのかということと、このたび日産のパラメディックは最近フルモデルチェンジをしてるはずなんですよ。なので、単純に価格だけで比較すると、旧式の車体を使ってるハイメディックが安いのは当然だろうと思しますので、そういったフルモデルチェンジをしたとか、そういったことを考慮されて入札をされたのかどうか、そのあたりを教えてくださいたいんですが。

議長（早川佳行） 警防課長。

警防部警防課長（曾根康太） 失礼いたします。日産のパラメディックの車両ですが、昨年度配備しました車両が1台ございます。割合につきましては、今現時点ですぐにはお答えはできないですが、よろしくお願いたします。

仕様につきましては、特段どちらというふうには指定はされておられませんので、そのときの最新鋭、こちらの一番いい装備を入札することといたしております。よろしくお願いたします。

議長（早川佳行） 大田議員。

10番（大田祐介） 救急隊員からすれば、2種類の車両があるということは戸惑うこと

もあるかもしれないんです。なので、片方の車両、ハイメディックに統一したほうがいいのかもしれませんが、パラメディックも最近随分よくなったと聞いております。例えば、最小回転半径が随分小さい、要するに大きな車体なんだけども小回りがきいて路地にも入っていきやすいとか、そういった利点がハイメディックよりもすぐれているというのを私は聞いていますので、そこまで検討されたのかどうかわかりませんが、この入札結果を見ますと、ただ単に安いからハイメディックにしました、トヨタにしましたっていうふうにとれるんです。それ以外の要素を加味して選定されているのかということをお尋ねしたかったんですが、いかがでしょうか。

議長（早川佳行） 警防課長。

警防部警防課長（曾根康太） 失礼いたします。入札仕様書に日産のパラメディックがすぐれているというような内容の記載につきましては、昨年配備いたしました救急車につきましては日産のパラメディックの最新鋭の車両となっております。そちらの内容等も検討しまして、日産とトヨタの自動車のそれぞれのすぐれたところ、こちらを検討する中で今後配備を検討していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（早川佳行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（早川佳行） これをもちまして質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（早川佳行） これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（早川佳行） 起立全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（早川佳行） 以上で本臨時会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これをもちまして令和元年第2回福山地区消防組合議会臨時会を閉会いたします。

御協力ありがとうございました。御苦勞でした。

午後 2 時 5 1 分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

福山地区消防組合議会議長 早 川 佳 行

福山地区消防組合議会議員 川 崎 卓 志

福山地区消防組合議会議員 大 田 祐 介